

HPV ワクチンのキャッチアップ接種の実施等について

1. 内容

本年4月より積極的な勧奨を再開した HPV ワクチン(ヒトパピローマウイルスワクチン:子宮頸がん予防ワクチン)接種について、積極的勧奨差控え中に接種機会を逃した方に対し公平な接種機会を確保するため、時限的に定期予防接種の対象年齢が拡大したことから、従来の定期接種の対象年齢を超えた接種(キャッチアップ接種)を行う。

2. 実施期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

3. 接種対象と接種方法

対象:平成9年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた女子

※ 実施期間中に定期接種の対象から新たに外れる世代も順次接種対象とする。

方法:使用可能なワクチンは2種類(2価、4価)あり、いずれも3回接種

4. 周知

接種対象者及び保護者に、予防接種のお知らせ、接種予診票、厚生労働省作成のキャッチアップ対象者向けリーフレットを個別に送付する。

5. 送付時期

令和4年7月上旬

6. HPV ワクチンの接種を自費で受けた者に対する償還払いについて

定期接種の対象年齢を過ぎて HPV ワクチン(2価、4価に限る)の任意接種を自費で受けた者に対して、接種費用の助成(償還払い)を実施する。

対象は、積極的勧奨を差し控え中に定期接種年齢だった平成9年度から平成16年度生まれまでの女子で、期間は令和4年7月から令和7年3月末までとする。

なお、対象はキャッチアップ接種対象者とほぼ同じであることから、個別送付されるキャッチアップ接種のお知らせに償還払いの案内を記載するとともに、区ホームページで周知を図る。